第三種	国内	756	1,620	3,132
	国外	700	1,500	2,900
第四種	国内	216	432	756
	国外	200	400	700

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。

3　第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。

4　第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。

5　第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。

6　国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。

7　翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅱ　音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

種類＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
補償金の額	国内	324	540	1,080
	国外	300	500	1,000

中学校用　（単位：円）

種類＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
補償金の額	国内	324	540	1,080
	国外	300	500	1,000

高等学校用　（単位：円）

種類＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
補償金の額	国内	324	540	1,080
	国外	300	500	1,000

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

Ⅲ　美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1／2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1／4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

中学校用　（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1／2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1／4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

高等学校用　（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1／2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1／4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいう。

3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。